

懸念や疑問 次々と

「共謀罪」法案 衆院を通過

「共謀罪」法案が二十三日に衆院を通過した。「心の中を処罰する」「一般人が処罰対象になる」「テロ対策か」といった懸念や疑問について、政府は一貫して否定している。しかし、審議を重ねれば重ねるほど疑問が増えている。近く始まる参院での審議で、議論が求められる着眼点をまとめた。●面参照 (山田祐一郎)

■何をしたら犯罪か

今回の法案について、安倍晋三首相は一月の衆院本会議で「共謀罪と呼ぶのは全くの間違った」と過去の法案との違いを強調。「心の中で考えたことが処罰される」との野党の指摘には「的外れ」と返した。

法案は、犯罪の計画に加えて「準備行為」がなければ処罰されないと言われる。花見と犯行現場の下見をどう区別するか議論の結果、金田勝年法相は「行為の目的も捜査対象。主観面の認定がなければ準備行為とは認められない」と説明。結局、本質は「心の中」を調べる共謀罪と変わらぬ。

過去の法案で「共謀」だった犯罪への合意は「計画」になったが、「どの程度の具体性が必要か」「計画に合意したとどう認定するか」などについて議論は足りない。準備行為もどのような行為が該当するのかわからない。「何をしたら犯罪なのか」という刑罰の根本的な部分が依然としてはっきりしていない。

■捜査対象と判断

共謀罪の適用対象の「組織

的犯罪集団」に一般人が含まれるか、委員会では多くの時間が割かれた。金田氏は「捜査対象になる」とはあり得ない。告発されても嫌疑は生じない」との主張を繰り返した。野党は「組織的犯罪集団かどうかを判断するには、捜査が必要だ」と追及。金田氏も、国連特別報告者から懸念は最終的に「容疑者の関係者から事情を聴く場合、必要なら共謀罪の事件の端緒をどのよ

- ① 条文の文言が不明確/テロ対策として人権制約がどこまで許容されるか/刑法の「既遂処罰の原則」を変容させる必要性がどれほどあるのか
- ② 何が「合意」に当たるのか
- ③ 何が「準備行為」に当たるのか
- ④ 何が「組織的犯罪集団」に当たるのか
- ⑤ 冤罪(えんざい)、誤認逮捕の恐れ
- ⑥ なぜ対象犯罪が277なのか
- ⑦ テロを防止できるか
- ⑧ 国際組織犯罪防止条約はテロを対象にしているのか
- ⑨ 共謀罪なしで条約締結できないのか

- ① 計画段階の捜査で人権侵害の恐れ
- ② 何が「合意」に当たるのか
- ③ 何が「準備行為」に当たるのか
- ④ 何が「組織的犯罪集団」に当たるのか
- ⑤ 冤罪(えんざい)、誤認逮捕の恐れ
- ⑥ なぜ対象犯罪が277なのか
- ⑦ テロを防止できるか
- ⑧ 国際組織犯罪防止条約はテロを対象にしているのか
- ⑨ 共謀罪なしで条約締結できないのか

「人権擁護」 参院焦点に

うに得て捜査を進めるのか具体的に明らかにする必要がある。

■「テロ対策」根拠は

安倍首相は一月、「国際組織犯罪防止条約の批准」と「テロ対策」の二点を法案の目的に挙げた。だが、提出された法案の目的に「テロ」の文言はない。これに対し、金田氏は「条約の実施のため」という文言を加えることでテロへの対処も含まれる」と説明。法案が必要な理由を問われ、「条約がこの法律をつくる理由だ」とテロ対策が直接的な目的でないことを認め

衆院ではキノコ狩りや著作権が共謀罪の対象となっていくことが取り上げられたが、二百七十七の対象犯罪全体が適当であるか明確な答えはなかった。また、当初から除外された犯罪についても、理由を個別に説明することが求められる。

政府は、ハイジャックなど三つのテロ事例を示して法案の必要性を説いたが、野党や有識者から反論が相次いだ。法案がテロ対策に実効性があるか、さらに具体例を示す必要がある。犯罪抑止の必要性ばかりを訴え、人権擁護とのバランスについては何も語っていないのが現状で、参院審議での大きな焦点となる。

9/9の論点 参院審議に積み残された議論

「心の中の処罰」(過剰の恐れ)
「一般人の処罰」
「テロ対策なのか」